

○総務省令第七十五号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第七条の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年七月二十六日

総務大臣臨時代理

国務大臣 稲田 朋美

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三号イ(1)を次のように改める。

- (1) 基本料金（利用者が電気通信役務の利用の程度にかかわらず支払を要する一月当たりの料金（付加的な機能に係るものその他これに類するものを除く。）をいう。以下同じ。）の額（当該光電話役務の契約において、当該光電話役務以外の役務の契約（以下「他の役務契約」という。）が必要とされる場合にあつては、当該他の役務契約により利用者が支払うこととなる基本料金を合算した額とする。）が次のいずれかで提供されるもの
- (イ) 適格電気通信事業者が提供する第一号イに掲げる電気通信役務のうち住宅用として提供されるもの（施設設置負担金（電気通信事業者が電気通信役務の提供を承諾する際に利用

者から交付を受ける金銭をいう。以下同じ。）の支払を要しない契約に係るものを除く。

（イ）の基本料金（以下「月額住宅用基本料金」という。）の最高額を超えない額

- (ロ) 当該光電話役務の提供に係る区域における適格電気通信事業者が提供する第一号イに掲げる電気通信役務（施設設置負担金の支払を要しない契約に係るものを除く。）の基本料金の額（押しボタンダイヤル信号とそれ以外とに区分されている場合は押しボタンダイヤル信号に係る額とし、住宅用とそれ以外とに区分されている場合は利用の態様に応じた区分に係る額とする。）を超えない額（イに掲げるものを除く。）

附 則

この省令は、公布の日から施行する。